

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部(局)・課生活衛生課

法令名	化製場等に関する法律			法令番号	昭和 23 年法律第 140 号		
許認可等の種類	化製場外における処理の禁止の特例の許可			根拠条項	第 2 条第 2 項		
審査基準	<p>死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)の埋却、解体、又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、 これを行ってはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>1 申請書記載事項</p> <p>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>(2) 死亡獣畜の種類、年齢及び性別</p> <p>(3) 解体(埋却、焼却)の日時及び場所</p> <p>(4) 解体(埋却、焼却)の措置方法</p> <p>(5) 死亡獣畜取扱場を利用することができない理由</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 獣医師の診断書又は検案書を添付すること。</p> <p>(2) 身分証明書の写しその他本人確認を行うことができる書面を添付すること。 ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p> <p>(3) 申請者が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認できる書面を添付すること。ただし、他の方法により申請の確認を行うことができる場合は、この限りではない。</p>						
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間 3 日
						標準経由期間 日	